第5章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

○施策体系

<具体的な施策>

<施策内容>

1 建築物の耐震診断及び耐震 改修の促進を図るための施 策	 (1)耐震対策の支援事業 (2)住宅耐震化の施策 ①住宅無料耐震診断の普及 ②総合支援メニューによる耐震化の促進 ③所有者等の負担額軽減措置 ④低コスト耐震改修工法の普及 ⑤空き家の倒壊対策 ⑥屋根瓦の耐震・耐風対策 (3)建築物耐震化の施策 ①県有施設の耐震化 ②要緊急安全確認大規模建築物等の対策 ③エレベーター及びエスカレーターの地震対策の推進 ④大規模空間の天井崩落対策 (4)コンクリートブロック塀耐震化の施策 ①撤去・改修の促進 ②木塀改修の普及
2 建築物の地震に対する 安全性の向上に関する 啓発及び知識の普及	 (1)地震ハザードマップの作成・公表 (2)耐震化の相談体制及び情報提供 (3)耐震改修への誘導 (4)自主防災組織等との連携 (5)木造住宅耐震化技術者の育成及び公表 (6)住宅耐震化の促進に係る相互協力に関する協定 (7)非構造部材の落下防止対策 (8)地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 (9)地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項 (10)耐震改修促進法及び建築基準法に基づく措置に関する事項 (11)地震に伴うがけ崩れ等による建築物等被害の軽減対策
3 その他建築物の耐震診断及 び耐震改修の促進に関し必 要な事項	 (1)鳥取県建築物安全安心推進協議会の活動強化 (2)省エネ改修と併せて行う耐震改修の実施 (3)被災建築物応急危険度判定士・判定コーディネーターの養成・訓練 (4)住宅性能表示制度の活用・普及 (5)耐震改修による優遇措置の周知 (6)耐震改修建築物の表彰制度 (7)家具の固定及び感震ブレーカーによる地震防災対策 (8)耐震改修促進法及び建築基準法に基づく措置に関する事項 (9)耐震化に関する認定制度等の活用

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震対策の支援事業

住宅・建築物の耐震化は所有者等が自らの問題として取り組むことが基本ですが、費用の 負担、工法・効果が適切であるかなどの判断がしにくいなどの理由から耐震化が進んでいな いのが現状です。

○県は、震災に強いまちづくりを促進するため、所有者等が行う耐震診断、耐震改修等の耐 震化などの費用を助成する市町村の支援を行うなど、所有者が震災に強いまちづくりに取 り組みやすい環境整備を進めます。

事業名	担当課	事業内容
震災に強いまちづくり 促進事業	生活環境部 住まいまち づくり課	 ・耐震診断、改修設計、耐震改修等の補助 ・耐震改修と併せた省エネ改修補助 ・屋根瓦耐震・耐風対策に伴う改修補助 ・危険ブロック塀の除却・軽量なフェンス・生垣等への改修補助
がけ地近接等危険住宅 移転事業		 ・がけ付近に建築された住宅の除却に要する費用と新 築住宅の建設、土地の取得に要する経費の補助
土砂災害特別警戒区域 内住宅建替等事業	県土整備部 治山砂防課	・土砂災害特別警戒区域(通称「レッド区域」)内の 住宅や避難所の建替え等における外壁や基礎の強化 等への補助
新規需要開拓設備資金 融資	商工労働部 企業支援課	・耐震改修等の設備投資を行う中小企業者等への融資

震災による被害を軽減するためには、建築物の耐震化に加えて、耐震対策に必要な技術者 の育成及び所有者等が安心して耐震改修を行うことができる環境整備等が必要です。

また、宅地の崩壊により緊急輸送道路が閉鎖されるおそれのある地域で土砂災害を防止す る事業を実施します。

事業名	事業内容
応急危険度 判定士養成事業	・応急危険度判定士養成講習会の開催 ・判定コーディネーターの養成講習会の開催 ・判定実施訓練講習会の開催
耐震化支援 環境整備事業	 ・所有者等への耐震化に関する建築技術の普及・啓発等 ・設計者、施工者等への耐震化に関する建築技術や低コスト工法の普及・啓発等 ・耐震化専門業者登録制度の実施、耐震診断・補強セミナーの実施 ・市町村が行う所有者等への学習会、出張説明会、戸別訪問等への支援
地震防災対策 関連事業	・建築防災関係パンフレットの配布等 ・その他地震防災対策に関連する事業の実施
空き家対策 支援事業	 ・市町村が行う空き家の実態調査、空き家の地図情報等のデータベース化への支援 ・空き家の再生・除去、空き家の利活用の計画策定の取り組みへの支援 ・倒壊すれば前面道路を封鎖するおそれがある老朽化した危険空き家等の除却経費への支援
住宅宅地基盤 特定治水施設等 整備事業	・被害が生じる恐れのある地域における住宅・建築物の保全を図る

[○]県は、耐震化など地震防災対策を総合的に推進するために必要な事業を行います。

(2) 住宅耐震化の施策

住宅無料耐震診断の普及

住宅の耐震化を進めるには、入口となる耐震診断実績の増加が不可欠であり、それには耐 震診断の無料化を進めることが有効な手段と言えます。

○県は、市町村に無料耐震診断制度の創設や耐震化に係る予算の拡充を働きかけます。

- ○県及び市町村は、耐震化に要する予算確保に努めるとともに、無料診断等の耐震化制度の 周知を図り、住宅の耐震化を進めます。
- ○耐震診断の申請を簡素化することで、申請者の負担軽減と耐震診断件数の増加を期待できることから、申請時の必要書類の簡素化への取り組みを市町村と連携しながら進めます。

② 総合支援メニューによる耐震化の促進

ア)住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの的確な実施

総合支援メニューを実施する市町村は、アクションプログラムを作成し、住宅耐震化の促進のため、「戸別訪問・ダイレクトメール送付等」、「耐震診断済みの所有者への働きかけ」、「技術者の育成と技術力向上」、「普及・啓発」などの取り組みを規定し、PDCA サイクルにより運用していく必要があります。

○市町村は、耐震化に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を確認・検証する アクションプログラムを作成しホームページで公表し、耐震化に取り組みます。

○県は、技術者育成など耐震化業者の登録・公表を行うとともに、建築技師の不足する市町 村に建築技術のサポートを行います。

イ)総合支援メニューによる耐震化の促進

住宅耐震化を進めるためには、補助率及び補助上限が高い総合支援メニューにより、補強 設計及び耐震改修を総合的に支援する必要があります。

- ○市町村は、耐震化補助制度を総合支援メニューに移行し、アクションプログラムの目標を 達成するために必要な予算の確保に努めます。
- ○県は、市町村の総合支援メニューへの移行・実施を支援するとともに、必要な予算確保に 努めます。
- ○県及び市町村は、総合支援メニューの普及を図るとともに、住宅所有者に耐震化の働きか けを行います。

所有者等の負担額軽減措置

耐震改修等における所有者等の負担を軽減するため、代理受領制度や請求書による補助金 相当額の受領ができる仕組みにより所有者負担の軽減に有効だと考えられます。

○市町村は補助金の支払いについて、代理受領制度^{※1}や、請求書による補助金の受領ができる仕組み^{※2}を導入して所有者負担の軽減を行うことを進めます。

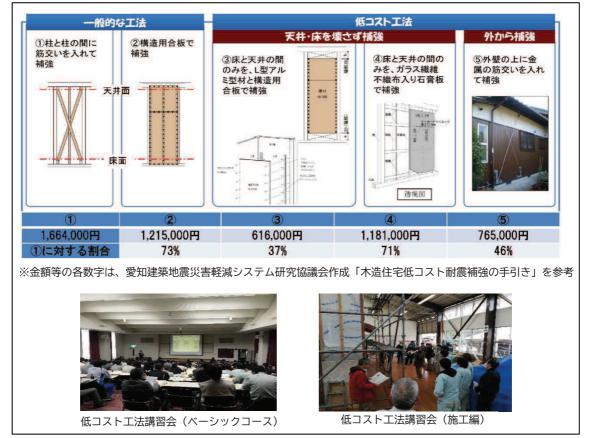
○県は、市町村に上記の仕組みや制度の取り組みを働きかけます。

- ※1. 代理受領制度とは、所有者との契約により業者が所有者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。所有者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。
- ※2.請求書による補助金の受領ができる仕組みとは、所有者は請求書の提出により補助金を受け取る ことができるため、工事業者への支払い額が減り、負担が軽減されます。

④ 低コスト耐震改修工法の普及

低コスト耐震改修工法(以下、「低コスト工法」)による耐震改修を進めていくために は、技術者の育成、工法の普及が必要になります。しかし、低コスト工法用の耐震診断ソフ トで算出した工事費が高額となるものが見られるため、その結果を分析して要因を明らかに し、対策を講じる必要があります。

- ○県は、講習会を開催し住宅耐震化に係る技術者育成を行うとともに、低コスト工法の効果 について周知を図り、普及に取り組みます。
- ○県及び市町村は、耐震診断を行った建築士が所有者に診断結果の説明を行う際に、併せて 低コスト工法による概算工事費の提示、補助制度の説明を行うことができるように取り組 みます。
- ○県は、耐震診断ソフトの診断結果、改修案、高額となった概算改修費用をソフト開発者と 分析し、その要因を明らかにして対策を検討するとともに、診断・設計事例をもとに適切 な低コスト工法の手法を学ぶスキルアップ研修を行います。



■低コスト耐震改修工法の概要

⑤ 空き家の倒壊対策

平成30年の住宅・土地統計調査によると、全国の空き家数は849万戸、空き家率は1 3.6%で前回の調査から3.6%上昇し過去最高となり、管理が不十分な空き家の防災、 衛生、景観等が問題となっています。

長年利用されず放置されている空き家等は、地震により倒壊した場合前面道路の封鎖や通 行人等に被害を与えるおそれがあります。

○市町村は、老朽化した危険な状態にある空き家について、除却等を進めると共に、空き家 有者に対する建物の適正管理や災害発生時の被害リスク等の周知、除却等への支援を行います。 ○県は、補助金による支援を行いながら、実態調査、利活用計画の立案及び除却の促進を市

町村と連携して行います 〇県は、危険空き家対策を進める市町村に支援を行うとともに、建築技師の少ない市町村に 対して、技術支援を行うなど連携して取り組みます。

⑥ 屋根瓦の耐震・耐風対策

屋根瓦の耐震対策は、「ガイドライン工法」による改修が有効であり、地震による被害を 受けやすい土葺き屋根瓦の改修を特に進めていく必要があります。

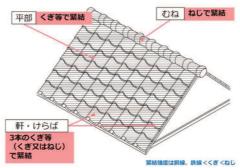
地震対策では、屋根瓦を鋼板等の軽量屋根葺き材に改修することも有効な地震対策です。 また、近年は大型台風の上陸により、住宅の瓦が脱落するなどの大きな被害が発生してい ることから、強風による被害対策として瓦を屋根に強固に留め付けることが重要になり、こ のことは、屋根瓦の耐震対策にもつながります。

- ○県及び市町村は、地震・強風による屋根瓦の被害を軽減するため、ガイドライン工法により屋根瓦の改修又は、屋根の軽量化に取り組む住宅所有者に対して必要な支援を行うとともに、ガイドライン工法の普及に取り組みます。
- ○屋根の耐風対策にも市町村と協調して支援を行うため、屋根瓦の耐風対策を特に重点的・ 緊急的に実施する必要がある区域(社会資本整備総合交付金交付要綱第Ⅱ編イ-16-(1 2)4.事業要件の第11項第一号ロに定める地域防災計画等の区域)として、県全域を 指定することを本計画に位置付けます。
- ○県は、ガイドライン工法による屋根施工ができる業者を増やすため、業界団体と連携して 屋根施工業者に対して研修会等を開催して、施工業者の技術力の向上を図ります。

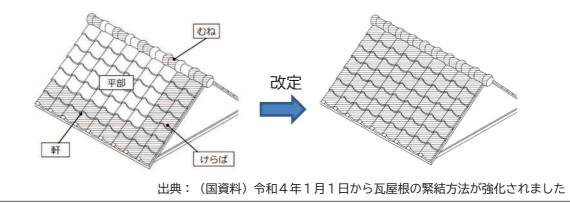


■瓦屋根標準設計・施工ガイドライン工法の概要

<緊結方法の改正:瓦の種類、部位、基準風速に応じた緊結方法を規定>



<緊結箇所の改正:軒、けらば、むね、平部、全ての瓦>



(3) 建築物耐震化の施策

県有施設の耐震化

県有施設は、災害時に防災上重要な役割を果たすことから、特定既存耐震不適格建築物に 加え耐震性の不足が確認されている施設の耐震化を、進めていく必要があります。 耐震化にあたっては、県有施設としての維持管理し続ける期間などを考慮する必要がある とから公共施設等総合管理計画並びに施設ごとの中長期保全計画及び長寿命化計画等を踏 まえた上で、県有施設・資産有効活用戦略会議で耐震化の検討を行うことにします。 また防災拠点として重要な施設は、窓ガラス、吊り天井、外壁、照明器具などの落下等に より、施設の利用に制限がかからないように、これらの非構造部材の耐震化を進めることと します。

○特定既存耐震不適格建築物の耐震化を進めます。

県有施設	今後の方針
西部総合事務所米子保健所	・西部総合事務所新棟の建設に伴い移転する予定となって おり、令和6年度以降には廃止する方針としている。
県立博物館	・県立美術館の開館予定である令和7年春以降に耐震改 修を予定としている。

○旧耐震基準の中規模県有施設(多数の者が利用する床面積200㎡以上の非木造建築物

等)は、施設の集約、廃止、維持を検討する場を設けて、今後も存続させる施設については、速やかに耐震改修又は建替え等による整備計画を策定し、耐震化を進めます。 ○防災上重要な施設、学校、不特定多数の者が利用する施設などを優先して、窓ガラス、外 壁などの非構造部材の耐震化を進めます。非構造部材の耐震化にあたっては、中長期保全 計画に基づく改修計画、省エネ改修などに合わせて行うなど、効率的な改修方法を検討し ます。

2 要緊急安全確認大規模建築物等の対策

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震改修促進 法で耐震診断の実施及び診断結果の報告義務が定められています。また、特定既存耐震不 適格建築物の所有者は、耐震診断・耐震改修の努力義務が定められています。

○所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載を含む特定既存耐震 不適格建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法に基づく指導・指示等を実施します。

③ エレベーター及びエスカレーターの地震対策の推進

大規模地震により頻発するエレベーターの閉じ込め事故、東日本大震災によるエレベータ ー及びエスカレーターの脱落事故は、震災が起こる都度、報道などで取り上げられ社会問題 となり、既存のエレベーター及びエスカレーターの耐震対策は喫緊の課題です。

○県は、ホームページや講習会等において、耐震対策を推進するパンフレット等を配布す ○ 「 るなど安全対策の普及を図ります。 ○ 特定行政庁は、既存不適格となるエレベーター及びエスカレーターについて、建築基準

法第12条に基づく定期報告に際して指導する等により、改善等の対策を講じるよう促 していきます。

○県有施設及び市町村有施設の既存エレベーターの防災対策改修を進めるため、社会資本 整備総合交付金交付要綱付属第Ⅱ編イー16-(12)4.事業要件の第8項第一号ホの規 定に基づき、既設エレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要がある区域として鳥取県全域を指定します。

① 大規模空間の天井崩落対策

東日本大震災等近年発生した大規模地震では、大規模空間における天井の落下事故が発生

しており、国は建築基準法を改正して新築建物の規制を強化しています。 国は、既存建築物について、ネットやワイヤの設置による増改築時に適用できる基準を位 置付け、防災拠点施設など特に早急に改善すべき建築物の改修について行政指導、定期報告 制度の活用による改修費用への支援などの 対策を講じています。

○県は、ホームページやパンフレットを配布するなど大規模空間の天井の落下防止対策に ついて、普及を図ります。

〇特定行政庁は、既存不適格となる大規模空間の天井について、建築基準法第12条に基づ く定期報告に際して指導する等により、改善等の対策を講じるよう促していきます。

- (4) コンクリートブロック塀耐震化の施策
- ① 撤去・改修の促進

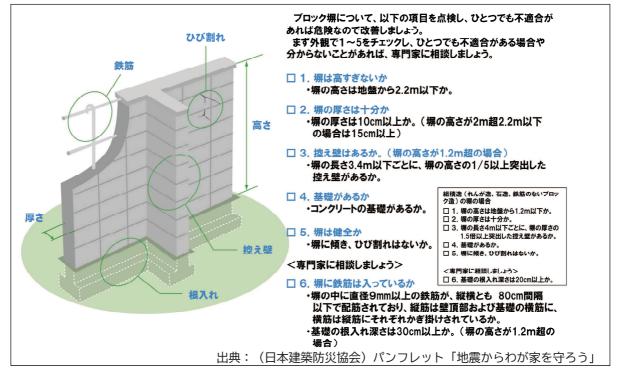
大阪府北部地震のブロック塀被害を受け、通学路をはじめとする国道、県道、市町村道沿 いの危険ブロック塀の調査を進めています。

○市町村は、危険ブロック塀の調査を進めるとともに、所有者等に対する助成により撤去・ 改修を促進します。

○県は、建築職員が少ない町村の技術支援を行うとともに、助成制度により、危険ブロック 塀の撤去・改修を進める市町村に対して支援を行います。

○特定行政庁は、建築基準法に違反するブロック塀に対して、指導・監督を行います。

■ブロック塀の点検のポイント



② 木塀改修の普及

危険なブロック塀の撤去・改修を促進していく中で、安全面などに優れ、軽量かつ多彩な デザインのある金属製フェンスや、街並みに溶け込む生垣などの改修の促進を図っています。 さらに、間伐材・県内産の木材を活用した環境に優しい木塀の普及を行うことで、防災・減 災に寄与するだけでなく、地域の木材利用の促進にもつながります。

○地域の安全性向上と良好な景観形成に寄与する木塀の設置を支援し、普及を図ります。
 ○県産材を使用した木塀への改修に対する助成を通じて、地場産業の振興を図ります。





2 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

建築物の所有者等に地震に対する危険性を認識していただくためには、想定される地震に おける危険性を示したハザードマップを活用することが有効です。

○県では、県内で想定される地震の最大震度及び液状化のハザードマップを「とっとりWe bマップ」で公開し、耐震化の普及・促進を図ります。

○地域の揺れやすさ及び液状化、がけ崩れ、避難の困難さなどの地域の危険性については、 市町村で作成・公開します。



■「とっとりWebマップの表示例(鹿野・吉岡断層)」 URL→http://www2.wagamachi-guide.com/pref-tottori/index.asp

(2) 耐震化の相談体制及び情報提供

建築物の所有者等は、悪質リフォーム工事に伴う消費者被害などから、耐震診断、耐震改修に あたり「どこに頼めばよいか」、「工事費用は適切か」、「改修の効果はあるか」等の不安を感じて おり、耐震改修の阻害要因になっていると考えられます。

県、市町村及び建築関係団体は、こうした不安を解消するため、相談窓口を開設して所有者 等が安心して耐震化に取り組むことができるように情報提供等の環境を整えています。

○県及び市町村は、所有者等に呈して耐震診断及び耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口を設置します。建築物の耐震化に係る技術的な相談については、県の建築住宅課等(総合事務所建築住宅課及び東部圏域においては東部建築住宅事務所)、家具の固定については県の危機管理政策課、契約や金銭上のトラブルについては、消費生活センターにて対応します。

(参考)鳥取県の消費生活センター(http://www.kokusen.go.jp/map/ncac_map31.html)

- ○県は、耐震化に関するパンフレットを作成し、相談窓口やホームページにおいて公表するとと もに、市町村毎の助成制度一覧、低コスト工法、耐震化費用、事業者情報、標準契約書、助成 制度、税制の優遇措置について情報提供・周知を行います。
- ○市町村は、耐震改修税制に係る証明書の発行等を行います。

区分	県	市町村	建築関係団体
相談窓口	 ○住まいまちづくり課 ○各総合事務所建築環境局 建築住宅課(東部圏域において は、生活環境部東部建築住宅事 務所) 	○住民相談窓口担当課○建築及び防災担当課	 ○各団体事務局 ○東部、中部、西部等の 支部
提供 情報	関する情報 〇耐震診断、耐震改修の実施可能 な業者に関する情報	 耐震化に係る補助、税制、証明 書発行、技術に関する情報 耐震診断、耐震改修の実施可能 な業者に関する情報 地震保険、耐震改修工事に係る 住宅ローン優遇制度の情報 	者に関する情報

(3) 耐震改修への誘導

耐震改修は、住宅設備改修、バリアフリー改修、省エ ネ改修等の機会を捉えて実施を促すことが効果的であ り、費用面でのメリットもあります。

また、耐震診断を実施した診断士による耐震改修工事 の概算費用の提示、市町村による補助制度の案内を所有 者へ情報提供を行うことで耐震改修のきっかけづくりに なります。

- ○県及び市町村は、耐震診断を行った診断士が診断結果 を所有者に説明する際に、低コスト工法による概算工 事費、補助制度などの説明を行うように建築士事務所 協会等に働きかけます。
- ○県は、他県等の取り組みを参考にして、低コスト工法の講習会に参加する工務店等に対して、リフォームの機会に行う耐震改修が、大工の手間待ちなどの解消につながり、経営的にもメリットがあることを伝えていきます。業界団体に対しては、耐震改修が県産材活用や大工手間といった内容でほぼ収まるので、地元経済の循環、活性化につながることを説明していきます。



出典:耐震改修促進普及啓発パンフレット (はじめよう!おうちの耐震化!)



出典:県産材活用による県の助成制度(とっとり住まいる支援事業)

(4) 自主防災組織等との連携

震災の被害を抑えるためには、建築物の所有者等が自らの問題として取り組む耐震化とと もに、避難、消火活動の援助等地域で助け合い、街を守る体制が重要です。

市町村による住宅耐震化の出前説明会を地域の自主防災組織と連携して行ったところ、 「耐震化の補助制度があるとは知らなかった」といった声が聞かれ、耐震化の必要性、補助 制度の周知が不十分であり、こうした出前説明会の開催が耐震化を進める有効な手段である ことが分かりました。

住宅耐震化に加え、ブロック塀、擁壁、がけ等の防災点検、避難する要援護者の支援、物 資保管などの対策の中心となる地域における自主防災組織の強化にもつながることから、市 町村、自治会との連携による取り組みを進めていく必要があります。

- ○県は、建築関係団体と連携して、地域の自主防災の取り組みに対し、技術者の派遣等、負 担軽減のための支援を行います。
- ○県は、市町村と連携して、自治会、自主防災組織等に住宅耐震化の必要性に関して、出前 説明会などを開催して耐震化の促進を図ります。
- ○市町村は、出前説明会等に参加した住民が、その場で手軽に耐震診断の申込みできるよう に申請手続きの簡素化を検討し取り組みます。

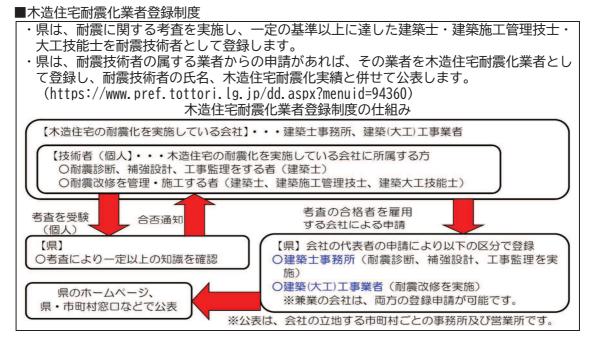
(5) 木造住宅耐震化技術者の育成及び公表

耐震診断・耐震改修は、施工性・現場状況の問題から、建築士等の設計者や工事業者等の 施工者から敬遠されがちで、リフォーム等の機会があっても実施されない場合があります。 耐震化促進のため、設計者・施工者に正しい知識を身に付けてもらい、耐震化に関する技 術力の向上を図るとともに、県民が耐震化を依頼するにあたって「どの業者に頼めばいいか 分からない」という不安を解消していく必要があります。

- ○県は、住宅耐震化に関して、講習会及び考 査を行い一定の知識を有する建築士等が所 属する建築士事務所や建設業者を公表する ことで、所有者等の耐震化への取組みを支 援する仕組みを構築します。
- ○県では、ホームページにおいて「耐震診 断、耐震改修設計を実施する建築士事務 所」、「耐震改修工事の施工可能な事業 者」及び「技術者の雇用状況」など一覧に したリストを掲載しています。



耐震技術者養成のための講習会の実施状況



(6)住宅耐震化の促進に係る相互協力に関する協定

本計画で目標としている住宅耐震化率を達成するため、補助制度の拡充、低コスト耐震改 修工法の普及等の現状の取り組みに加え、民間事業者と協力し、県民に対し住宅耐震化の重 要性や耐震改修補助制度を広く普及啓発することが必要です。

住宅耐震化が進んでいる他県等では、金融機関と連携してリフォームに併せて住宅耐震化 を行った場合、リフォームローンの金利を引き下げる取り組みがあります。県では、この事 例を参考に「株式会社鳥取銀行」、「損害保険ジャパン株式会社」を含め3者で住宅耐震化 に向け相互協力する協定を締結して住宅耐震化に取り組んでいます。

○県、株式会社鳥取銀行及び損害保険ジャパン株式会社は、協定に基づき、住宅耐震化の 促進に取り組みます。

■は七間辰間の推進に示る伯互励力に因する励足音の風安			
区分	具体的な取組		
鳥取県	○補助制度に合わせた地震保険、リフォーム融資の情報提供		
	・住宅耐震化普及啓発パンフレット等を作成		
	・自治会等での住宅耐震化出前説明会の開催		
株式会社鳥取銀行	○耐震改修補助対象住宅のリフォーム融資の金利優遇(▲0.2%)		
	○住宅耐震化補助制度に関する情報提供、普及啓発への協力		
	・各支店で県が作成したパンフレットを配布		
	・リフォーム融資相談における補助制度の情報提供		
損害保険ジャパン	○耐震改修補助対象住宅の地震保険の割引(現在も実施中)		
株式会社	〇住宅耐震化補助制度に関する情報提供、普及啓発への協力		
	・各保険代理店で県が作成したパンフレットを配布		
	・保険相談における耐震化補助制度の情報提供		

■住宅耐震化の推進に係る相互協力に関する協定書の概要

調印式の概要

- 日 時 平成30年11月22日(木) 16時40分から17時
- 場 所 知事公邸
- 出席者 株式会社鳥取銀行
 - 取締役専務執行役員 穐山誠(代理) 損害保険ジャパン株式会社 山陰支店長 小泉俊也 鳥取県知事 平井伸治



(7) 非構造部材の落下防止対策

地震発生に伴い、窓ガラスの破損や外壁タイル、屋外広告物等の落下が発生した場合、死 傷者が発生し、避難・救助活動のための道路の通行に支障をきたすため、地震に対する安全 性の確保は、建築物の耐震化に限らず、外壁、窓ガラス、屋根、屋外広告物などの非構造部 材、エアコン室外機、電気温水器等設備機器類の落下、転倒等の安全対策を進めていくこと が重要です。

※本計画で示す「非構造部材」とは、主に空間を仕切る壁(外壁、間仕切り)、開口部(窓)、屋根、 天井を対象としています

○県及び市町村は、非構造部材及び設備機類の落下、転倒の防止対策を促すため、ホームペ ージやパンフレット等により、建築物の所有者等に安全対策の周知を図ります。

○県は、条例により安全点検を義務化した屋外広告物について、所有者等からの報告に基づ き、安全対策を講じるよう指導監督を行います。屋外広告物条例を制定している鳥取市、 倉吉市においては、それぞれで取り組みを進めます。 (8) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

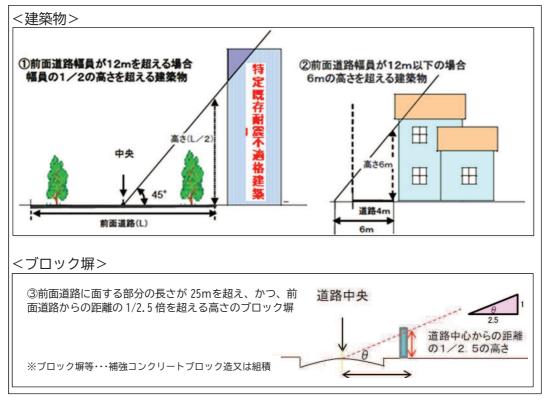
道路に面した建築物が地震による倒壊で引き起こす道路閉塞は、避難、消火、救急、支援 物資の輸送等の妨げとなり、その後の市街地の復旧の支障になります。

一方、県及び市町村の地域防災計画では、県内外の中心都市、防災拠点、県庁及び市町村 役場を連絡する重要かつ地震時に最優先で通行を確保すべき道路を緊急輸送道路として指定 しています。

また平成25年に道路法が改正され、防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸 送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に、道路管理者が区域を 指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができるようになりました。

○県は、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく、沿道の建築物の耐震化が必要な「地 震時に通行を確保すべき道路」として、鳥取県地域防災計画で定める緊急輸送道路を指定 します。また緊急輸送道路沿道建築物に係る耐震改修等補助制度の周知等を行い、沿道建 築物の耐震化を促進します。

■道路閉塞の恐れがある通行障害建築物の要件



(9) 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

耐震改修促進法では、大規模な地震発生時に応急対策活動の拠点や避難所となるものなど 利用を確保することが公益上必要な建築物であて、既存耐震不適格建築物について耐震改修 促進計画に記載し、耐震化の促進を図ることができます。

○県及び市町村は、耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく建築物として指定した建築 物について、耐震性により安全性を確認しましたので、耐震改修促進計画において指定す る建築物はありません。

(10) 吹付けアスベストの飛散防止対策

吹付けアスベストによる健康被害が社会的に問題となり、平成18年10月に建築基準法 が改正され、建築物に使用された吹付けアスベストについて、増改築時に除去等の措置が義 務付けられ、アスベスト使用規制が強化されましたが、建築物に残ったままのアスベスト が、地震被災で飛散する危険性が指摘されています。

吹付けアスベストが使用された建築物の対策は、アスベストが使用されている可能性があ る建築物台帳(昭和31年から平成元年までに施工され不特定多数の者が利用する300㎡ 以上の建築物が対象)を整備して市町村と協働で所有者等に撤去を要請していますが、所有 者が不明な施設、吹付けアスベストの含有調査ができていない施設がまだあります。

アスベストの飛散を防止するためには、事前調査(アスベストの含有建材の有無に関する 調査)を適切に実施した後、解体等の工事を行う必要があります。

大気汚染防止法及び石綿健康被害防止条例により、建築物等を解体・改修する際には、事 前調査の実施に加えて、一定要件の建築物等については、事前調査結果の都道府県への報告 を義務付けています。その他、調査結果の記録の保存、元請業者等による調査結果の県への 報告、作業の実施の届出、廃棄予定量の届出を行うほか、飛散防止に係る基準(作業基準) を遵守し、アスベストの大気中への飛散を防ぐことが必要です。

○市町村は、アスベスト台帳に掲載さえた建築物の所有者等に吹付けアスベストの使用調査について働きかけを進め、県は、建築技師の少ない町村に対して技術支援を行います。

○県及び市町村は、建築物の所有者等が除去等の措置を行う場合に、必要な支援を行いま す。

 ○特定行政庁は、建築基準法第12条に基づく定期報告に際しての指導概要をホームページ で県民に公開すること等により、アスベストの除去等の飛散防止対策を促していきます。
 ○県は、アスベストによる健康被害を防止するため、「石綿健康被害防止条例」に基づき、

建築物の所有者や解体等工事を行う元請業者等にアスベスト飛散防止の対策を求めています。



参考:吹付けアスベスト

参考:アスベスト問題への対応について(国土交通省 HP)

く参考>

大気汚染防止法、県条例が改正され、下表の手続きが必要です(令和4年4月1日から)

事前調	大気汚染防止法	鳥取県石綿健康被害防止条例
査結果	ー定規模以上の解体等工事につい	吹付けアスベストが使用されている可能性
の報告	て、都道府県知事への報告を元請	が高い建築物について、知事への報告を元
	業者に義務付け	請業者に義務付け
		(報告者は発注者から元請業者に変更)

(11) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物等被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物等の被害を防止するためには、安全な場所への移転や 土砂災害の発生のおそれのある区域内の建物の補強、造成された宅地の崩壊防止対策等が必 要です。

- ○県及び市町村は、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を活用して、危険ながけ付近に建築 された住宅の移転促進に取り組みます。
- ○県及び市町村は、「鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業」を活用して、土砂災 害特別警戒区域内に建築される住宅・避難所の壁や基礎の強化等に対して支援を行い、土 砂災害の被害軽減に取り組みます。
- ○県は、大規模地震等により宅地が被害を受け、緊急輸送道路を閉塞させる土砂災害を起こ すおそれが認められる場合は、「住宅宅地基盤特定治水施設等事業」を活用して、必要な 砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設を整備することを検討します。

3 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1)鳥取県建築物安全安心推進協議会の活動強化

県及び市町村は、平成30年に建築物の耐震化、アスベスト調査・除去等、バリアフリー 化などの課題について、協議及び情報共有並びに関係機関等の連携を行うことを目的に「鳥 取県建築物安全安心推進協議会」を設立し取り組みを進めています。

○県及び市町村は、鳥取県建築物安全安心推進協議会による取り組み体制を強化し、建築物 の耐震化等の安全安心対策を総合的に進めます。

(2)省エネ改修と併せて行う耐震改修の実施

県では、脱炭素社会の実現に向け、とっとり健康省エネ住宅性能基準を定め、認定制度助 成を設けている。高性能な省エネ住宅の普及を推進しています。既存住宅の省エネ化が重要 であり、省エネ改修の促進にも取り組むことにしています。既存住宅の省エネは大規模な改 修を伴うことがあるので、省エネ改修に併せて耐震改修を行うことは耐震化を促進する手段 の一つとなります。

- ○新築住宅に代わる住まいの選択肢として中古住宅の耐震と断熱を改修する性能向上リノベ −ションの普及を図ります。
- ○耐震改修と省エネ改修を同時に行うことで既存内外装の撤去を最小限に抑えた改修など、 既存住宅の状況に応じて改修手法を選択できるよう改修パターンを示し、それぞれの改修 における標準コストや補助金、税制優遇等の各種支援制度の周知を図り、普及を進めます。

(3) 被災建築物応急危険度判定士・判定コーディネーターの養成・訓練

災害時に効率よく判定活動を行うためには応急危険度判定士だけでなく、判定活動を指揮 する判定コーディネーターが不可欠なことから、県・市の建築技術者職員を中心に、早急に 養成する必要があります。

○県は登録した判定士を対象に解体前の住宅等を活用した判定訓練を毎年実施します。



養成講習会風景



実地訓練風景

(4) 住宅性能表示制度の活用・普及

住宅の品質確保の促進等に関する法律による住宅性能表示制度は、住宅の構造・環境・高 齢者への配慮等について評価する制度で、平成14年度に既存住宅が性能表示の対象に加え られ、耐震性能(構造躯体の倒壊防止、地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法)につ いて性能評価を受けることができます。

また、長期優良住宅の普及に関する法律による長期優良住宅認定制度は、省エネ性能、劣 化対策等について評価する制度で、既存住宅の増改築等リフォームにおいても耐震性の評価 を受けることができ、税の特例措置、国補助金、住宅ローンの金利引き下げ等の優遇措置を 受けることができます。

○県は、住宅ストックの品質向上を図るため、住宅性能表示制度及び長期優良住宅認定制度 を活用して、耐震性の高い良質な住宅ストックの形成を進めます。

○これらの制度を活用して受けることができる税制、国補助金、住宅ローン等の優遇措置に ついて、住宅所有者への周知を図ります。

(5) 耐震改修による優遇措置の周知

建築物の耐震化を進めるために、耐震化に要する費用を助成する補助制度に加え、法人税、所得税、固定資産税などの税制、改修工事費用の借り入れに伴うローン金利に引き下げなどの優遇措置があります。

- ○県は、耐震化と併用できる県産材活用補助金「とっとり住まいる支援事業」、税制、ローン金利などの優遇措置を一覧にまとめたパンフレットを作成して、ホームページ等で周知を図ります。
- ○県及び市町村は、耐震化の窓口において、優遇措置の一覧を掲示するとともに、パンフレットの配布を行い、所有者等への周知に取り組みます。

(6)耐震改修建築物の表彰制度

建築物の耐震化を進めるにあたり、所有者等が耐震改修を行うメリットなどを感じ、取り 組みを進める要因となるような取り組みが有効だと考えられます。

耐震改修により地震に対する安全性が確認されることは、建築物の利用者にとっても安心 して利用することができます。

○県は、耐震改修工法等が他の建築物の耐震化の参考になり、地域の良好な景観等に寄与 するなどの優秀な建築物を表彰し、その内容を建築物に掲示できる制度の創設を検討し ます。

(7)家具の固定及び感震ブレーカーによる地震防災対策

地震に対する安全性の向上のためには、建築物の耐震化以外にも家具の固定や感震ブレー カーの設置といった地震防災対策が必要です。

○県及び市町村は、家庭における地震対策を進めるために、家具の固定及び感震ブレーカーの設置について、普及・啓発に取り組みます。
 ○感震ブレーカーの購入費に対する支援を検討します。



■家庭の地震対策

(8) 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく措置に関する事項

①特定既存耐震不適格建築物の指導等

耐震改修促進法に基づき、特定既存耐震不適格建築物の所有者等は、耐震診断・耐震改修の努力義務が定められています。

○所管行政庁(特定行政庁)は、耐震化に取り組まない特定既存耐震不適格建築物の所有 者等に対して、耐震改修促進法に基づく指導・指示の措置を行います。

②建築基準法による勧告及び命令の実施

建築基準法では、保安上危険なおそれがあると認められる建築物に対して、修繕、使用 制限・中止などの措置について、勧告・命令を行うことができます。

保安上危険なおそれがあると認める建築物の耐震性については、平成18年国土交通省 告示第184号(別添)による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が「地震の振 動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」と評価されるものとします。

○特定行政庁は、建築物の耐震性が、保安上危険なおそれがあると認める場合、建築基準 法に基づく勧告・命令等の措置を行います。

○耐震改修促進法に基づく指導・指示等が行われていない特定既存耐震不適格建築物についても、必要に応じて行います。

法第10条	用途	規模	状況	勧告	命令
	劇場、観覧場、映画館、演芸場、集 会場、公会堂その他これらに類す るもの		構造耐力上主要な部分の地震 に対する安全性について、そ のまま放置すれば著しく保安 上危険となるおそれがあると 認められること。		
第1項 及び 第2項	病院、診療所、ホテル、旅館、下 宿、共同住宅、寄宿舎その他これ らに類するもの				
	学校、体育館その他これらに類 するもの	100㎡超える			
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラ ブ、バー、ダンスホール、遊技場 その他これらに類するもの	100㎡超える			0
	倉庫その他これらに類するもの	100㎡超える			
	自動車車庫、自動車修理工場そ の他これらに類するもの	100㎡超える			
	事務所その他これらに類するも の	階数5以上かつ1, 000㎡超える			
第3項	全ての用途	全ての規模	構造耐力上主要な部分の地震 に対する安全性について、著 しく保安上危険であると認め られること。		0

建築基準法による保安上危険な建築物に対する勧告及び命令等の実施

耐震改修促進法及び建築基準法の指導等一覧

順番	項目	内容	根拠法令
1	指導・助言	○ 耐震診断、耐震改修の必要性を説明し、相談に応じるなどの方法で実施します。	
2	指示	○ 指導後も、耐震診断、耐震改修を実施しない場合は、書面の交付による指示を実施します。	耐震改修 促進法
3	公表	○ 正当な理由もなく指示に従わない場合は、建物利用者及び近隣の住民 への周知のため、所有者氏名、建物名称等を公表します。	
4	勧告	 ○ 公表後も耐震診断、耐震改修が実施されず、そのまま放置すれば著し <保安上危険となるおそれがある場合は、勧告を行います。 	
5	命令	 ○ 正当な理由もなく勧告に従わない場合は、耐震診断、耐震改修を行うよう命令します。 ○ 著しく保安上危険と認められる場合は、指導から勧告までの措置がとられていなくても命令を行います。 	建築 基準法